

保存版

児童の安全な学校生活のために

令和8年度 境南小学校 危機管理に関するマニュアル(改訂版)

この冊子には校内及び登下校を含む災害時の対応についての安全対策・風水害・大地震・不審者・火災などへの危機対応マニュアルが示されています。よくお読みいただき、ご理解とご協力をお願いいたします。

武蔵野市立境南小学校

武蔵野市境南町2-27-27

TEL 0422-32-3401

I 校内の安全確保について

1 昇降口の開錠・登校時刻

- ・8時15分に昇降口ドアを開けます。
- ・7時30分から8時15分までは校庭開放(雨天時は体育館)を利用できます。ただし、学校行事等で体育館が使用できない場合は、晴れている日のみの利用となります。
- ・合唱団の朝練習等で担当の教員がつく場合はこの限りではありません。担当の教員に確認してください。

- 遅刻や早退など、通常と異なる登下校をする場合には、必ず保護者の同伴が必要です。
- 遅刻・早退のときは、安全確保のため、必ず保護者に送り迎えをお願いします。
- 教室まで同伴し、学級担任と顔を合わせてから引き渡し、引き取りをしてください。

2 日頃からの安全対策(出入り口の限定と施錠の徹底)

校舎への出入り(保護者)

- ・登下校時以外は原則学校敷地内への出入り口は正門のみとし、事務室または施設開放員室を受付とし北門と西門は常時施錠します。来校時は、2階にある正面入り(電子錠がかかっています。インターホンを押してください。職員が解錠します)から入ってください。事務室前にある名簿に記名をしたのち、教室等へ向かうようにしてください。
 - ・入学時、転入時に各家庭に(家庭数)、入校証をお渡しします。学校に来る時には必ず入校証を身に付けてください。入退校時には、必ず内門(かんぬき)をしてください。
 - ・学校行事において、保護者の来校は原則として徒歩をお願いします。
- ※業者や講師等が車で来校する際は、事前に管理職と事務室に報告し、開門方法を伝える。また、用務主事等が対応する。

登下校時の各門・扉の対応:

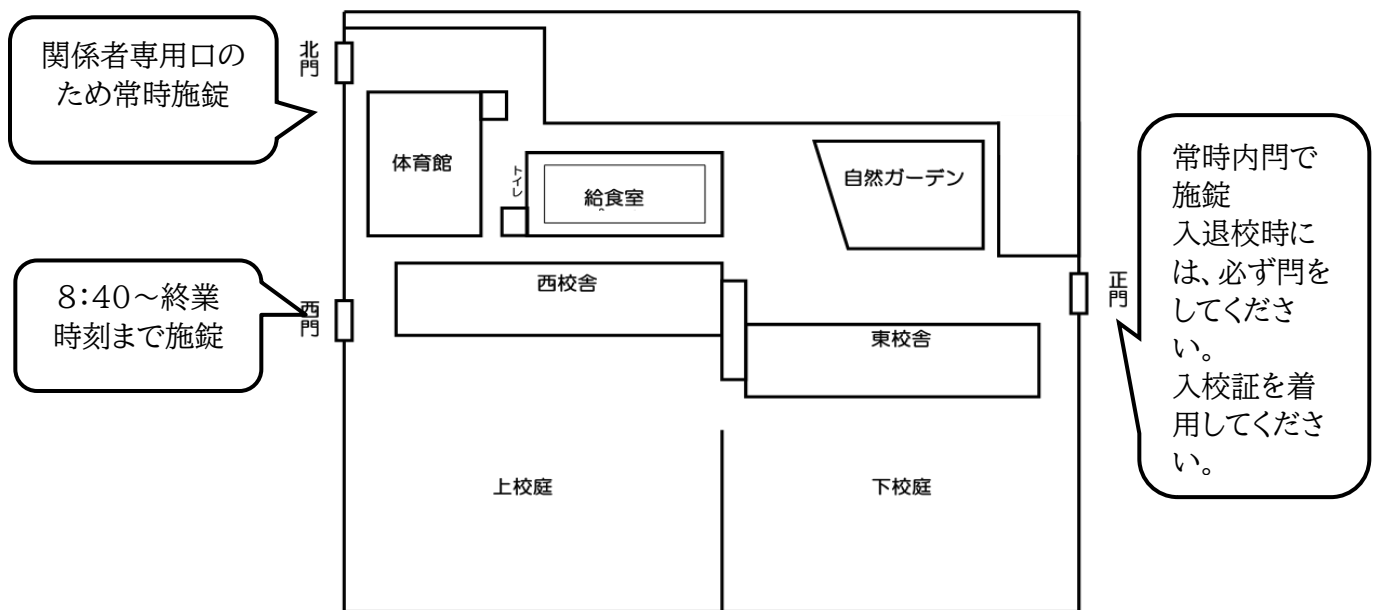
西門登下校時(登校時は8:15~8:40)以外の時間は施錠。

東校舎昇降3年生側の扉:西門同様、登下校時(登校時は8:15~8:40)以外の時間は施錠。

東校舎昇降1・2年生側の扉:鍵は掛けずに扉を閉める。

西校舎昇降1・2年生側の扉と同様、鍵は掛けずに扉を閉める。

※東校舎・西校舎共に、最終下校時刻になったら各フロアの教員が確実に施錠をし、日直が最終確認。



3 日常の巡視、警戒について

- ・8時15分に児童が校舎に入る時には、教職員の看護当番が児童の安全を見守ります。
- ・中休み、昼休みは教員の看護当番と日直が分担して、校舎内・校庭の巡視をします。※巡視の際、防火扉周辺の障害物確認や、火気使用場所の異常チェックをします。
- ・不審者侵入時の対応：不審者侵入時の対応について、職員は毎年、武蔵野警察署の指導のもと研修・訓練を行っています。児童に対しても不審者侵入を想定した避難訓練を実施しています。
- ・火災発生時の対応：火災発生時の対応について、全教職員は初期消火、通報、避難誘導の体制を毎年確認し、消防署等の指導のもとで訓練を行います。

4 最終下校時刻

曜日	4 時間授業	5 時間授業	6 時間授業
月、火、金	13:15	14:35	15:25(クラブ・委員会の日は 15:20)
水、木	13:15	14:10	15:00

※学校行事の前などに、やむをえず最終下校時刻以降に子どもを残す場合は、ご家庭に学級担任が連絡します。

5 忘れ物をした時

- ・一度登校したら、忘れ物を取りに家に戻ることは安全上認めておりません。
- ・下校後、学校に物を取りに来るときは、事務室前の名簿に記入をしてから取りに行くようにしてください。15時25分以降は保護者の方と一緒に来てください。

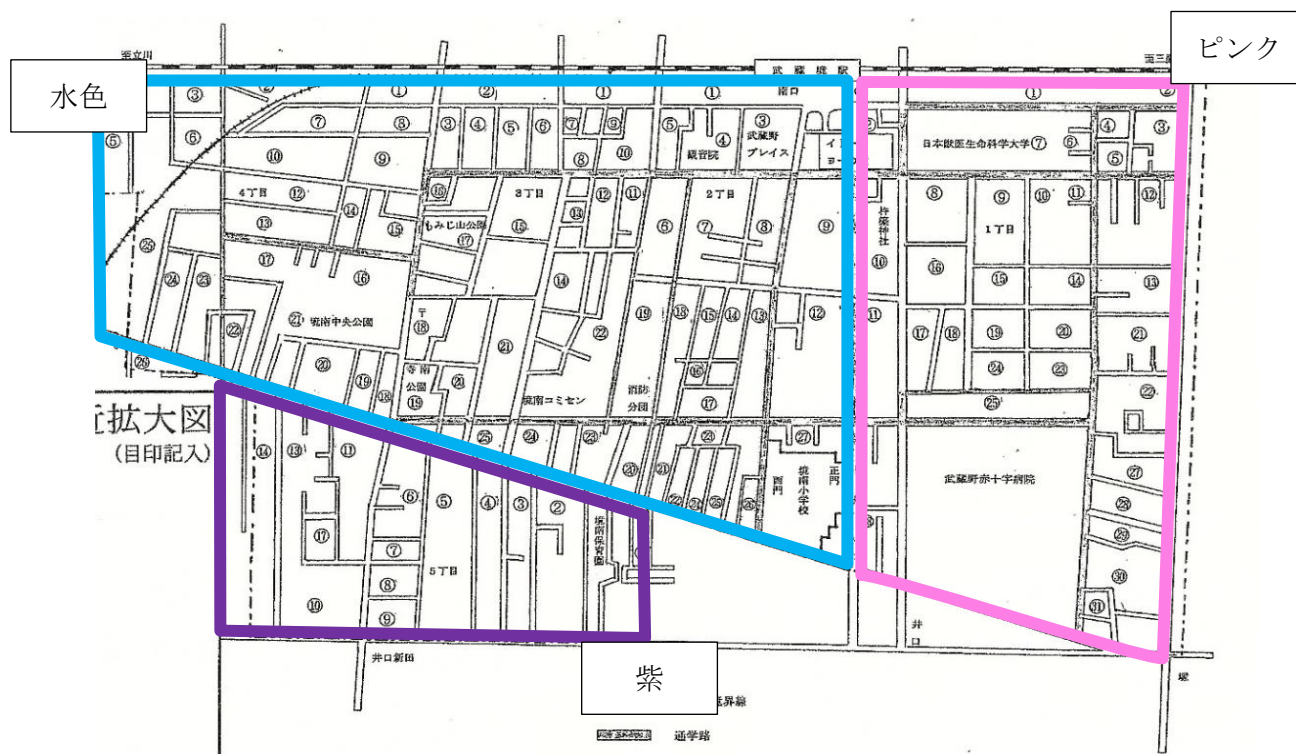
II 登下校の安全確保について

1 通学路指定の理由

- ・交通安全の視点から、安全と思われる通学路を保護者が指定し、安全を確保します。
- ・連れ去り事件などの防止の視点から、人通りのある通学路を指定しています。
- ・通学路上の事故では、日本スポーツ振興センター(学校保険)の災害共済給付制度を受けることができます。

2 通学路の決め方

- ・安全に、境南小学校指定のコースに出るようにしてください。
- ・1丁目方面はピンクコース、2～4丁目方面は水色コース、5丁目方面は紫コースとしています。
- ・お子さんと話し合って決定した通学路を、学校に届けてください。登下校ともに、必ず決められた通学路を通わせてください。



Ⅲ 安全管理・未然防止の徹底

1 不審者対応

自校の現状と課題：警備員が配備されておらず常に侵入可能な門（正門・西門）できてしまう。各教室に内線が設置されていない。ベランダから侵入可能な教室がある。来校者が多く不審者が紛れ込む可能性がある。

（※さすまた、盾、電話の数と場所については別紙参照）。

- ・出入口の限定と施錠の徹底：登下校時以外は原則として正門のみを開門し、北門と西門は常時施錠。最終下校時刻後は各フロアの教員が確実に施錠し、日直が最終確認を行います。
- ・受付の設置と来校者の把握：事務室や施設開放員より、来校者名簿に記名を求め、入校証の着用の確認を行います。
- ・学校敷地内、校舎内の巡視：不審者侵入防止のために、来校者に挨拶をします。教職員は名札と笛を常に身に付けます。

2 火災の未然防止

自校の現状と課題：火気を使用する教室周辺における確実な防火管理が必要である。防火扉・防火シャッター作動ライン付近は、物品放置防止の徹底を図る。

- ・電気と火気の管理：使用しないコンセントを抜き、不必要なコンセントの連結をしません。老朽化した電化製品の使用を中止します。放課後・退勤時の教室および職員室を消灯します。コンセント周辺は、週末にトラッキング現象防止のため埃清掃を徹底します。各学級や特別室、廊下等のコンセントを、週末や長期休みは抜きます。退勤時は教室・職員室を確実に消灯します。
- ・環境維持：防火扉や防火シャッターの降下ライン、および避難階段・通路には、いかなる物品（教材、机、清掃用具等）も常時置きません。
- ・巡視の強化：日直および看護当番による校舎内外の巡視の際、火気使用教室の閉め忘れや可燃物の放置がないかチェックします。
- ・避難訓練の改善：児童が教室以外の場所にいる時間帯（中休み・昼休み等）や出火場所を変えた想定での訓練を年間計画に組み込みます。煙の特性を理解する指導や、実際に閉まった防火扉（くぐり戸）を通して避難する体験型訓練を通年で実施します。訓練後は必ず教職員・児童双方で課題を洗い出し、即座にマニュアルへ反映します。

IV 緊急災害時の対応について

緊急災害が発生した場合、学校では子どもたちの安全を考えて、以下の措置をとります。また、ご家庭において災害時の避難方法を子どもと話し合っておいて下さい。日ごろからお子さんにその日の家庭の予定を伝えておいていただけるとありがたいです。

基本的に、学校からの連絡は「校支援アプリ」「ホームページ」を使います。

※学校からのメール配信が困難な状況の場合、171-0422-32-3401【災害伝言ダイヤル】でお伝えします。「本校児童全員無事です。〇〇に避難しました。」等、録音をします。「171」をダイヤルした後、アナウンスに従って録音を再生ください。

1 基本方針

学校における危機の未然防止(事前管理)、発生時の迅速・適切な対応(危機発生時対応)、および事後対応(学校再開と心のケア)を組織的かつ計画的に推進し、児童の生命・身体の安全を最優先に確保します。

2 学校安全推進体制(緊急対策本部)

危機発生時、直ちに校長を本部長とする「緊急対策本部」を立ち上げ、以下の組織的役割分担により全教職員が対応にあたります。

- ・総括班(管理職)：全体指揮、教育委員会・関係機関(警察・消防)との連携、保護者・地域への情報発信をします。
- ・避難誘導班(学年主任・専科)：児童の避難動線の確保、安全な場所への誘導、点呼・人員把握をします。
- ・救護班(養護教諭)：傷病者の応急手当、救急要請、出席簿の管理と搬送手配をします。
- ・情報・残留確認班(事務・用務)：校内(トイレ、特別室等)の残留児童確認、校内放送・通信の確保、来賓の誘導をします。

地震・火災(それに伴う二次災害を含む)

レベル	想定・状況	登校前	登校後
I	震度5未満	通常どおり	注意を喚起して児童を下校させます。
II	震度5弱以上で、学校での児童の安全が保されないと判断した場合	ニュースや学校からの連絡により、休校や登校時刻変更などの指示に従ってください。	校長の判断により、以下の①か②の措置を取ります。 ①集団下校させる。 ②保護者または保護者が指定している代理人に引き渡す(引き渡し場所は原則教室、危険な場合は校庭)。
III	警戒宣言発令・震度5弱以上の地震・校舎の火災、ガス漏れ等が発生した場合	学校は休校になります。登校中の場合はそのまま登校し、その後保護者に引き渡します。	校支援アプリ一斉配信、ホームページ掲載。直ちに安全な経路を確保し、校庭等へ避難した上で、保護者等への引き渡し態勢を取ります。下校中の場合は職員が通学路に立ち、児童はそのまま帰宅させます。

台風(風水害)

レベル	想定	登校前	登校後
I	天候の悪化が予想される場合	通常どおり	注意を喚起して児童を下校させます。
II	災害により、学校での児童の安全が確保されないと判断した場合	ニュースや学校からの連絡により、休校や登校時刻変更などの知らせが届いた場合には、その指示に従ってください。	校長の判断により、以下の①か②の措置を取ります。 ①下校させる(状況により下校時刻を繰り下げる場合あり)。 ②児童を保護者または代理人に引き渡す(原則教室)。
III	台風の接近等で暴風や大雨等の警報が発令された場合	学校は休校になります。登校中の場合にはそのまま登校し、その後保護者に引き渡します。	校支援アプリ一斉配信、ホームページ掲載。学校は直ちに保護者等へ児童を引き渡す態勢を取ります(原則教室)。下校中の場合には職員が分担して各通学路に立ち、児童はそのまま帰宅します。

事件(不審者等)

レベル	事件の様子	学校の対応	知らせ方
I	学区域内で事件発生。	注意を喚起して児童を下校させる。	緊急度に応じて、お手紙か校支援アプリで通知。
II	隣接する市区で事件発生。犯人が逃走中。	下校させる(下校時刻の繰り下げを行うこともあり)。	お手紙か校支援アプリで通知。
III	市内で事件が発生。犯人が逃走中。	コースごとに全校一斉下校させます。	校支援アプリで通知。
IV	学区域または隣接地域で凶悪事件が発生。犯人が逃走中。	保護者に引き取りをお願いします。	校支援アプリで通知。

※警察・教育委員会からの情報提供の時期・内容によって、学校長がレベルの判断をして対応する場合があります。

【校外での対応・不審電話対応】

- ・不審者に遭ったときは、できるだけ早く近くの大人に知らせ、110 番してもらうように話しておいてください。警察への連絡後、学校にお知らせください。
- ・不審電話への対応として、電話のそばに個人情報類の書類を置かないことを推奨します。児童が電話に出た場合はすぐに大人に代わります。大人がいない場合は「自分は分かりません」と言って切る(留守とは言わない)などの対応ができるよう話し合っておいてください。大人が出た場合も住所・電話番号は決して教えないでください。

IV 引き渡しの方法

- ・学級担任が、「引き渡しカード」に名前のある保護者、または保護者が指定している代理人であることを確認してから引き渡します。
- ・学校は、保護者が引き取りに来るまで責任をもって児童を預かります。

・兄弟関係がある場合は、年長の学年から引き取るようにして下さい。

※引き渡しカードには、確実に責任をもって引き取りできる方を「引き取り者」として記入して下さい。

VI 病気・出席停止について

出席停止とは、感染症が広がるのを防ぐため、児童生徒を登校させないことをいいます。出席停止の期間は、欠席扱いにはなりません。医療機関から登校許可された場合は、「登校許可照明」の発行を受け、必ず登校時に学校へ提出してください(武蔵野市医師会会員の医療機関では手数料保護者負担なし)。

感染症名	出席停止(自宅療養)の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで(※鳥・新型インフル等を除く)。
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹(はしか)	解熱後、3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで。
風しん	発疹が消失するまで。
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで。
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後、2日を経過するまで。
結核／髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで。

感染症名	出席停止(自宅療養)の基準
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快した後1日を経過するまで。

VII 熱中症対策について

1 暑さ指数(WBGT)と教育活動

屋外または冷房のない屋内での活動前・活動中には、必ず活動場所における暑さ指数の測定・確認を行います。

暑さ指数 (WBGT)	運動指針(日本スポーツ協会)	学校生活を安全に過ごすために
31℃以上:危険	特別な場合以外は運動を中止する。 特に児童の場合は中止すべき。	体育などの運動は原則中止。まち探検・観察・写生・屋外での集会などは中止または活動時間の短縮。
28～31℃:嚴重警戒	激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。頻繁に休息をとり水分・塩分補給。体力の低い人は運動中止。	激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は中止。
25～28℃:警戒	積極的に休息をとり適宜水分・塩分補給。激しい運動では30分おきくらいに休息。	積極的に休息をとる。激しい運動の場合は30分おきに1回以上の休息と水分・塩分補給。
21～25℃:注意	兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。	運動の合間に積極的に水分・塩分補給を行う。

※熱中症アラート発令時や教育委員会からの別途通知がある場合はそれに従います。中休み・昼休み前は養護教諭や管理職等が測定し、中止等の場合は放送を行い校庭に赤旗を立てます。測定結果は職員室の黒板に掲示します。

VIII 校外活動・行事における事故や災害等発生時の対応

1 移動中(遠足・社会科見学・宿泊行事等)における対応

校外学習や宿泊行事等での移動時は、安全を最優先に確保します。事前に対策(下見、役割分担、救急バッグ等の携行)を確立し、貸切バス利用時は運行前・運行中のチェックリスト(シートベルト着用確認、点呼の徹底等)に基づき安全確認を行います。

事故・災害発生時は、児童の安全確保(最優先で避難・誘導)、応急手当と119番・110番通報をします。学校へ報告、教育委員会等との連携、保護者への「校支援アプリ」等による速やかな配信をします。状況に応じて現地での引き渡し、または学校へ帰校してからの引き渡しをするなど、確実に保護者または保護者が許可している代理人に児童を引き渡します。

野生動物(熊等)の出没に伴う被害防止については、①ラジオや鈴を持ち歩く②食べ物の匂いに注意する③見通しの悪い場所は慎重に移動する④熊と思われる痕跡(フン、足跡、爪痕等)を見つけた場合は、すぐに静かに立ち去るように、熊に出会わないための対策を行います。

2 校内行事等における対応

混雑する校内行事では、受付管理(正門原則)や避難動線の確保、暑さ指数の継続測定を行います。災害感知時は進行を一時中断して冷静にアナウンスし、パニックを防止します。児童をその場で安全な姿勢にさせ点呼をとり、避難時は児童の動線を最優先に誘導します。行事中止時は「引き渡し本部」を設置し、「引き渡しカード」による確実な引き渡しを行います。

3 校庭での行事における巨大地震が発生した場合の対応

地震が発生した際、まず各自その場で頭部を守るなど身の安全を確保します。揺れが収束した後、副校長による避難および誘導の学内放送を行い、速やかに次の行動へ移行します。

避難指示が入り次第、以下の通り行動し、人員の把握を行います。児童は、荷物は持たずに、上校庭の朝礼台前へ避難します。到着後はクラスごとに2列で整列して着席し、担任は速やかに人員確認を行って管理職へ報告します。行事中止時は「引き渡し本部」を上校庭に設置し、「引き渡しカード」による確実な引き渡しを行います。引き渡しが完了したら、混雑を避けるため校舎側のスロープを通して速やかに下校をします。

引き取りが未完了の児童(残留児童)は、体育館で待機し、保護者または保護者がしていしている代理人へ確実に引き渡しを行います。

IX 児童・教職員の「心のケア」

- ・災害や事件等の強いショックを経験した児童に対し、スクールカウンセラー(SC)や武蔵野市教育委員会と連携のうえ、日常の観察(PT・健康観察)を強化し、必要に応じたメンタルケア体制を整えます。
- ・教職員自身のケアについても管理職が留意し、組織的なサポートを行います。

【参考文献】

- 文部科学省「学校危機管理マニュアルの作成の手引き(平成 30 年2月)」
- 文部科学省「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン(令和3年6月)」
- 令和8年5月 29 日付8教指企第 308 号「部活動等の移動に係る安全確保について(通知)」
- 令和8年6月 30 日付8教指企第 459 号「『学校教育等に関する移動の安全確保のための対策』のとりまとめについて(通知)」